

# 第73回定時株主総会招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

場所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号  
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階 ザ・グランコート

昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」を参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

## 決議事項

### <会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### <株主提案>

- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件
- 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

<https://www.rinnai.co.jp/>

上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」を選択し、「株式・債権情報」にある「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リンナイ」または「コード」に当社証券コード「5947」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、**インターネットまたは書面（郵送）**によって議決権を行使することができますので、**お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って、2023年6月28日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

<b>1. 日 時</b>	2023年6月29日（木曜日）午前10時
<b>2. 場 所</b>	名古屋市中区金山町一丁目1番1号 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 7階 ザ・グランコート (昨年とは開催場所が異なります。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3. 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第73期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第73期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p><b>&lt;会社提案&gt;</b></p> <p><b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件  <b>第2号議案</b> 取締役9名選任の件  <b>第3号議案</b> 監査役1名選任の件  <b>第4号議案</b> 補欠監査役1名選任の件</p> <p><b>&lt;株主提案&gt;</b></p> <p><b>第5号議案</b> 自己株式取得の件  <b>第6号議案</b> 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件  <b>第7号議案</b> 社外取締役の構成に関する定款変更の件</p> <p>株主提案（第5号議案から第7号議案まで）にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類（16頁から22頁まで）」に記載のとおりであります。</p>
<b>4. 招集にあたっての決定事項</b> <small>（議決権行使についてのご案内）</small>	<ol style="list-style-type: none"> <li>書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</li> <li>インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> </ol>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
  - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人の会計監査報告および監査役の監査報告作成の際に監査をした対象書類の一部であります。



# インターネットによる議決権行使のご案内

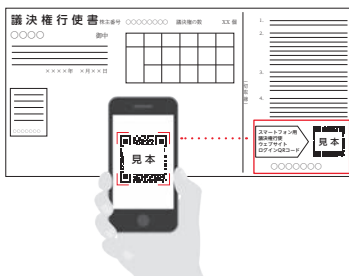
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時20分受付分まで**

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

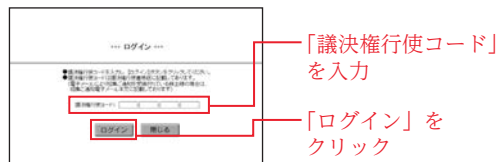
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

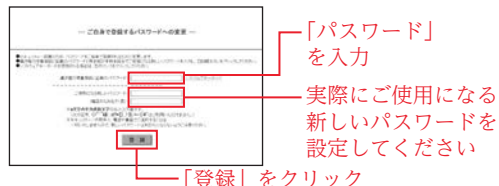
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



## 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。  
 なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時20分到着分まで**

第5号議案から第7号議案までは株主様からの提案によるものです。  
 当社取締役会はこれらの議案に反対しております。  
 詳細につきましては、16頁から22頁をご参照ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

各議案の賛否をご表示ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・当社取締役会の意見に  
**ご賛同いただける**場合は、  
 右図のようにご記入ください。

会社提案				株主提案			
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○



## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

**開催日時 2023年6月29日（木曜日） 午前10時**  
**開催場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋**  
**7階 ザ・グランコート**

# 株主総会参考書類

議案および参考事項

## <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した利益還元を維持することが経営の重要政策のひとつであると考えており、連結業績や配当性向等を総合的に勘案いたしまして、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき75円）を含めました年間配当金は、1株につき160円となります。

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| (1) 配当財産の種類                         | 金銭                                      |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに<br>関する事項およびその総額 | 当社普通株式1株につき金 85円<br>配当総額 4,147,616,905円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日                  | 2023年6月30日                              |

(注) 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。2023年3月期の期末配当につきましては、配当基準日が2023年3月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

#### 2. その他剰余金の処分に関する事項

資本政策における機動性の確保を目的として、別途積立金の一部を取り崩し、次の通りといたしたいと存じます。

- |                    |         |                 |
|--------------------|---------|-----------------|
| (1) 減少する剰余金の項目とその額 | 別途積立金   | 10,000,000,000円 |
| (2) 増加する剰余金の項目とその額 | 繰越利益剰余金 | 10,000,000,000円 |

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社取締役会の監督機能および経営方針策定機能の強化のため4名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当	属性	取締役会出席状況
1	はやし けんじ 林 謙治	当社代表取締役会長	再任	15回/15回 (100%)
2	ないとう ひろやす 内藤 弘康	当社代表取締役社長 社長執行役員	再任	15回/15回 (100%)
3	なりた つねのり 成田 常則	当社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐	再任	15回/15回 (100%)
4	しらき ひでゆき 白木 英行	当社専務執行役員 営業本部長	新任	—
5	いのうえ かずと 井上 一人	当社専務執行役員 生産技術本部長	新任	—
6	まつい のぶゆき 松井 信行	当社社外取締役	再任 社外 独立	15回/15回 (100%)
7	かみお たかし 神尾 隆	当社社外取締役	再任 社外 独立	14回/15回 (93%)
8	おぐら ただし 小倉 忠	—	新任 社外 独立	—
9	どち ようこ 土地 陽子	—	新任 社外 独立	—

取締役候補者のスキルマトリクス

【特に期待する項目】

※対象者のすべての知見および経験を表すものではありません。

	企業経営の経験および知見等								
	企業経営/ マネジメント	グローバル	技術 (開発/生産/環境)	営業企画/ マーケティング	財務/会計/ 資本政策	人材戦略	ガバナンス/ 法務	サステナビリティ/ ESG	IT/DX
林 謙治	●	●	—	—	●	●	●	—	—
内藤 弘康	●	●	●	—	●	—	—	●	—
成田 常則	●	—	●	●	—	●	—	—	—
白木 英行	—	—	—	●	—	●	—	—	●
井上 一人	—	●	●	—	—	—	—	—	●
松井 信行	—	—	●	—	—	●	●	—	●
神尾 隆	●	●	—	●	—	—	●	—	—
小倉 忠	●	—	●	—	—	●	●	—	—
土地 陽子	—	●	—	—	●	—	—	●	—



候補者  
番号

1

はやし  
林

けん  
謙 じ  
治

(1949年6月27日生)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当

1972年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役 常務執行役員 関連事業部長
1978年9月	当社取締役	2006年6月	当社代表取締役副会長
1980年2月	当社取締役 総合企画室長	2017年4月	当社代表取締役会長（現任）
1983年6月	当社常務取締役 生産技術部長		
1992年7月	当社常務取締役 関連事業部長		

所有する当社の株式数：7,369,872株

#### 取締役候補者とした理由

林謙治氏は、1972年に当社入社以降、1978年より取締役として、その後に総合企画室長（現：経営企画本部）、生産技術部長（現：生産技術本部）、関連事業部長（現：経営企画本部）を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

ないとうひろやす  
内藤弘康

(1955年4月20日生)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当

1983年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 兼総務部長
1991年6月	当社取締役 開発技術本部 副本部長兼新 技術開発部長	2005年11月	当社代表取締役社長 社長執行役員 （現任）
1998年7月	当社取締役 開発本部長		
2001年7月	当社取締役 経営企画部長兼総務部長		
2003年6月	当社常務取締役 経営企画部長兼総務部長		

重要な兼職の状況：名古屋鉄道株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数：1,530,540株

#### 取締役候補者とした理由

内藤弘康氏は、1983年に当社入社以降、1991年より取締役として、その後に開発本部長、経営企画部長（現：経営企画本部）、総務部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

なり た つね のり  
成 田 常 則

(1948年6月15日生)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当

1967年4月	当社入社	2010年4月	当社代表取締役 副社長執行役員 開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長
1988年6月	当社取締役 開発技術本部長兼品質保証部長	2010年10月	当社代表取締役 副社長執行役員 開発本部、生産本部、海外事業本部担当兼営業本部長
2001年6月	当社常務取締役 生産本部長	2016年4月	当社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐、生産本部、海外事業本部管掌
2005年6月	当社取締役 常務執行役員 生産本部長	2018年4月	当社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐（現任）
2005年11月	当社取締役 常務執行役員 国内総括兼営業本部長		
2006年4月	当社取締役 専務執行役員 国内総括兼営業本部長		
2009年4月	当社取締役 副社長執行役員 開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長		

所有する当社の株式数：27,490株

#### 取締役候補者とした理由

成田常則氏は、1967年に当社入社以降、1988年より取締役として開発技術本部長（現：開発本部）を、その後に生産本部長、営業本部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

しら き ひで ゆき  
白 木 英 行

(1966年6月23日生)

新任

#### 略歴、当社における地位および担当

1989年4月	当社入社	2023年4月	当社専務執行役員 営業本部長（現任）
2017年4月	当社執行役員 営業本部 関東支社長		
2019年4月	当社執行役員 営業本部 副本部長兼関東支社長		
2020年6月	当社常務執行役員 営業本部長		

所有する当社の株式数：5,761株

#### 取締役候補者とした理由

白木英行氏は、1989年に当社入社以降、営業本部にて経験を積み、2017年より執行役員として関東支社長や営業本部 副本部長として、2020年からは常務執行役員、2023年からは専務執行役員として営業本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5

いの うえ かず と  
**井 上 一 人** (1961年11月12日生)

新任

#### 略歴、当社における地位および担当

1985年 4 月	当社入社	2017年 4 月	当社執行役員 生産本部 副本部長
2008年 4 月	リンナイ코리아株式会社 副社長	2018年 4 月	当社執行役員 生産技術部長
2012年 6 月	リンナイ精機株式会社 社長	2021年 4 月	当社常務執行役員 生産技術本部長
2016年 4 月	当社執行役員 生産本部 生産管理部長	2023年 4 月	当社専務執行役員 生産技術本部長 (現任)

所有する当社の株式数：5,164株

#### 取締役候補者とした理由

井上一人氏は、1985年に当社入社以降、生産本部にて経験を積み、2008年には当社子会社であるリンナイ코리아株式会社 副社長として現地出向した後、リンナイ精機株式会社 社長を経験しております。また、2016年より執行役員として、生産管理部長、生産本部 副本部長を、その後2021年より常務執行役員、2023年からは専務執行役員として生産技術本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

まつ い のぶ ゆき  
**松 井 信 行** (1943年 5 月 7 日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位および担当

1985年 4 月	名古屋工業大学工学部教授(電気情報工 学科)	2012年 4 月	中部大学理事長付特任教授
2004年 1 月	同 大学 学長	2014年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2010年 4 月	愛知教育大学監事、愛知県顧問(産業労 働部)	2021年 4 月	名古屋国際工科専門職大学 学長 (現任)

重要な兼職の状況：愛知時計電機株式会社 社外取締役、名古屋国際工科専門職大学 学長

所有する当社の株式数：0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松井信行氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、名古屋工業大学の教授や学長を歴任しております。学識者としての高い知識を生かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員会の委員長として当社の取締役および経営陣幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者  
番号

7

かみ お  
神 尾

たかし  
隆 (1942年11月27日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位および担当

1965年 4月	トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社	2006年 6月	中日本興業株式会社取締役
1996年 6月	トヨタ自動車株式会社取締役	2010年 5月	トヨタ自動車株式会社顧問
1999年 6月	同 常務取締役	2010年 6月	東和不動産株式会社（現トヨタ不動産株式会社）相談役
2001年 6月	同 専務取締役	2011年 6月	中日本高速道路株式会社監査役
2005年 6月	同 相談役	2016年 6月	当社社外取締役（現任）
	東和不動産株式会社（現トヨタ不動産株式会社）代表取締役社長		

重要な兼職の状況：特定非営利活動法人ささえあい 理事長

所有する当社の株式数：0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神尾隆氏は、トヨタ自動車株式会社専務取締役や東和不動産株式会社（現：トヨタ不動産株式会社）代表取締役社長などを歴任したことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員として当社の取締役および経営陣幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者  
番号

8

お ぐら  
小 倉

ただし  
忠 (1951年1月7日生)

新任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位および担当

1975年 4月	日本陶器株式会社（現株式会社ノリタケカンパニーリミテド）入社	2011年 6月	同 取締役副社長 執行役員
		2012年 4月	同 代表取締役副社長 執行役員
2005年 6月	同 取締役	2013年 6月	同 代表取締役社長 執行役員
2008年 4月	同 取締役 常務執行役員	2018年 6月	同 代表取締役会長（現任）
2010年 6月	同 取締役 専務執行役員		

重要な兼職の状況：株式会社ノリタケカンパニーリミテド 代表取締役会長

所有する当社の株式数：0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小倉忠氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテド代表取締役会長など要職を務められたことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員として当社の取締役および経営陣幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者  
番号

9

ど ち よう こ  
土 地 陽 子

(1964年10月3日生)

新任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位および担当

1987年 4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行	2018年11月	ソフトバンクグループ株式会社入社 同 財務統括 IR部長
1993年 4月	同 財務開発部 部長代理	2020年 2月	ソフトバンクグループインターナショナル株式会社
1996年 9月	世界銀行グループ入行		同 Managing Partner, Head of Investor Relations
1998年 9月	同 国際金融公社 Investment Officer	2020年 6月	日邦産業株式会社社外取締役（現任）
2001年 5月	トヨタモーターヨーロッパ株式会社入社		
2013年 1月	同 General Manager, Investor Relations		
2015年 1月	同 General Manager, Global Treasury & Investor Relations		
2018年 6月	トヨタ自動車株式会社 経理部 IR&株式グループ主幹		

重要な兼職の状況：日邦産業株式会社 社外取締役、大和日英基金 理事

所有する当社の株式数：0株

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

土地陽子氏は、20年以上にわたり、トヨタ自動車株式会社およびソフトバンクグループ株式会社のIR（投資家向け広報）を牽引し、投資家との対話やESGに関わる豊富な経験と深い見識を有すること、財務・金融に明るく、国際的な組織経営に関する知見を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井信行、神尾隆、小倉忠、土地陽子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小倉忠氏は、2023年6月開催予定の株式会社ノリタケカンパニーリミテド定時株主総会の終結の時をもって、同社の代表取締役会長を退任予定であります。
4. 松井信行および神尾隆の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- |       |    |
|-------|----|
| 松井信行氏 | 9年 |
| 神尾 隆氏 | 7年 |
5. 当社は、神尾隆氏が理事長を務める特定非営利活動法人ささえあいに対して寄付を行っておりますが、年間5万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
6. 当社は、松井信行および神尾隆の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、小倉忠および土地陽子の各氏の選任が承認された場合には、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、松井信行および神尾隆の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引続き独立役員とする予定であります。また、小倉忠および土地陽子の各氏の選任が承認された場合には、各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
9. 松井信行および神尾隆の各氏の選任が承認された場合には、指名諮問委員および報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。また、小倉忠氏の選任が承認された場合には、同様に指名諮問委員および報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
10. 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。上記所有する当社の株式数は、当該分割後の株式数としております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 石川治彦氏は、本総会終結の時をもって辞任しますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は当社定款の定めにより退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

し みず まさ のり  
清 水 正 則 (1961年12月20日生)

新任

### 略歴、当社における地位

- 1984年4月 当社入社
- 2016年4月 当社執行役員 開発本部 技術開発部長
- 2021年4月 当社執行役員 品質保証本部 副本部長兼  
品質保証部長
- 2022年4月 当社上席執行役員 品質保証本部長

所有する当社の株式数：3,298株

### 監査役候補者とした理由

清水正則氏は、1984年に当社入社以降、開発本部にて経験を積み、2016年より執行役員として開発本部技術開発部長、2021年より品質保証本部 副本部長を、2022年より上席執行役員として品質保証本部長を歴任しております。開発業務だけでなく、技術開発、品質保証面での実務経験および知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待できることから、新たに監査役の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。清水正則氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
3. 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。上記所有する当社の株式数は、当該分割後の株式数としております。



## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いし かわ よし ろう  
**石川 芳 郎** (1951年3月22日生)

再任

社外

独立

### 略歴

2001年7月	国税庁長官官房 名古屋派遣国税庁監察官	2009年7月	岐阜南税務署長
2005年7月	名古屋国税局 調査部特別国税調査官	2011年8月	石川芳郎税理士事務所 所長 (現任)
2008年7月	名古屋国税不服審判所 国税審判官	2011年10月	一般社団法人中川法人会 専務理事 (現任)

**重要な兼職の状況：一般社団法人中川法人会 専務理事**

**所有する当社の株式数：0株**

### 補欠社外監査役候補者とした理由

石川芳郎氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験や知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石川芳郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 石川芳郎氏は、2023年6月開催予定の一般社団法人中川法人会通常総会の終結の時をもって、同法人の専務理事を退任予定であります。
4. 当社は、石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所および名古屋証券取引所に届け出る予定であります。



## <株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

第5号議案から第7号議案までは、株主様1名からのご提案によるものです。当社取締役会としましては、**これらの議案すべてに反対**しております。

なお、議案の要領および提案の理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しています。

### 第5号議案 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

- 1 自己株取得に関する事項：会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数15,000,000株、取得価額の総額50,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。
- 2 その他剰余金に関する事項：別途積立金を50,000,000,000円取り崩し、同額を繰越利益剰余金へ振替とする。

#### (2) 提案の理由

当社は近年、海外市場の深耕・高付加価値製品比率の向上・原価の低減等の施策を着実に遂行してきました。結果、過去20年で売上は2倍、営業利益は3倍に増加し、事業の実力値とされるROIC（投下資本利益率）は飛躍的に向上しました。又、外的環境変化を早期に察知し、今後本格的な市場成長が見込まれる電気・ガスのハイブリッド給湯器を2010年の時点で上市、社会から将来必要とされる事が予想される水素給湯器を昨年既に世界に先駆けて開発しました。

一方、当社の目覚ましい発展とは裏腹に、会社に対する株式市場からの評価指標と言えるPBR（株価純資産倍率）は現トップマネジメント体制となった2006年の年平均値1.3倍に対し、足元（2023年3月末）でも1.3倍と同水準となっています。又、欧米の給湯器業界の競合と比較しても遥かに低い水準（割安）となっています。最大の要因は、不稼働の金融資産が積み上がり続ける中、資本効率が低下し、PBRと相関の高いROE（株主資本利益率）が低迷している為です。実際、コロナ禍で巣籠もり特需のあった2021年3月期を除いた当社の直近5年の平均ROEは7.1%です。

経済産業省から2014年に発行された「伊藤レポート」は、「日本企業はグローバルな投資家から認められるにはまずは第一ステップとして、最低限8%を上回るROEを達成することに各企業はコミットすべきである。もちろん、それはあくまでも「最低限」であり、8%を上回ったら、また上回っている企業は、より高い水準を目指すべきである」と提言しています。

私共は2022年4月に公表した資料で、当社の現行資本政策は必要現金を極めて過剰（純資

産の過半)に見積もっている上、1%に満たない資金調達の代替手段がある中、全ての資金需要を株主資本でカバーする設計となっており、資本コストを意識した経営を行う上で見直しが必要である旨を提示しました。

当社事業の性質や実力を鑑みればROEの最低目標を12%とし、中長期的に15%-20%を目指す事は十分可能です。私共は当社が必要現金水準を含めた現行資本政策を抜本的に見直した上で、ROE目標を定めそれにコミットする事が、当社の企業価値向上に資すると考え、その一環として、即座に実行が可能である自社株買いを、株価水準が割安な限り実施する事を提案します。

## 第5号議案に対する当社取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

### (2) 反対の理由

当社は、2021年度から2025年度を計画年度とする中期経営計画「New ERA 2025」(以下、「本中計」といいます。)を策定し、事業規模の拡大(Expansion)と企業体質の変革(Revolution)を通して、社会課題解決への貢献(Advancement)を着実に進めております。

投資については、本中計で過去5年間の投資を大きく上回る2,050億円を予定しております。本中計における財務目標達成に向けた必要投資として、春日井物流センターへの投資や、アメリカや中国における現地生産能力の拡大等に向けた投資を着実に実行してまいりました。また当社は本中計期間を事業環境の重要な変化局面と捉え、カーボンニュートラルやDX(デジタルトランスフォーメーション)への対応、消費者の生活スタイルの変容等への対応に資金を投じる等、長期的な視点での事業存続と競争力確保に向けた重要な5年間と位置付けております。本年4月には、消費者接点強化に向けた東京・南青山の土地/建物を取得しました。その結果、本中計期間における投資金額は2023年3月期時点累計で492億円に達しました。2024年3月期も500億円規模の投資を計画しており、今後も中長期的な企業価値向上を見据えた必要な投資を積極的に実行してまいります。

株主還元についても、当社の重要な経営課題と捉えており、本中計策定時に配当と自己株式取得を合わせた株主還元総額600億円超、5年平均総還元性向40%超を株主還元方針として決めました。その方針に基づき、2022年3月期の一株当たりの年間配当金は前期比15円増となる140円、2023年3月期の一株当たりの年間配当金は前期比20円増となる160円とするとともに、2022年3月期には174億円、2023年3月期には100億円の自己株式取得を実施してまいりました。以上により、本中計期間における還元総額は2023年3月期時点累計で422億円、総還元性向は84.7%に達し、本中計策定時の株主還元方針を大幅に上回って推移しております。

また、当社は2023年5月10日に新たな資本政策を公表しました。新たな資本政策では、資本政策の透明性向上と資本効率性の重要性を踏まえ、経営指標として新たにROE

を追加し、2025年度目標8%及び次期中計期間での更なる改善を目指すこととしております。加えて、更なる株主還元の強化策として、配当性向の段階的な引き上げ（2025年度：40%水準）を決定いたしました。ROE向上に向けた当社基本方針である「中長期的な利益の持続的な成長」に基づき、稼ぐ力の更なる強化を通じた着実な利益成長と配当性向の段階的な引き上げおよび機動的な自己株式取得による資本効率化を通じ、2025年度でのROE 8%達成に向けて取り組んでまいります。このような新たな資本政策に基づき、2023年5月10日の取締役会にて、100億円を上限とした自己株式取得及びその消却の実施を決定しております。

なお、当社の必要現金水準の考え方としては、生活必需品を取り扱う責務遂行のための財務基盤とM&A、資本提携等の機会逸失を避けるための機動的資金を維持しつつ、将来への成長投資や戦略費用を最優先としながら株主還元の拡充を図るというものです。その考え方に則り、上記のとおり、着実に投資、株主還元を実施しております。

一方、本株主提案のような多額の自己株式取得は、ROEを向上させるものの、それだけでは中長期的な企業価値向上をもたらすものとは言えず、財務基盤の歪みや持続的な成長に向けた投資活動の制約となるおそれがあります。当社としては、稼ぐ力の更なる強化を通じた着実な利益成長と株主還元のバランスこそが企業価値向上にとって重要であると考えております。自己株式取得は本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、中期計画や資本政策に基づき、業績、事業投資、財務状況、株価水準等、取り巻く環境を総合的に勘案して実施することが適切であると考えます。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

## 第6号議案 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の取締役が保有する株式の取扱いについて定めるため、当社の定款第12条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 <u>2 (新設)</u>	(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 <u>2 取締役の保有する株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式保有ガイドラインによる。</u>

### (2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き、取締役の経済的利益の大半は基本報酬や短期業績に紐づけられており、中長期的な企業価値向上との相関が不十分と考えます。

欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。

弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定することを提案します。

## 第6号議案に対する当社取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

### (2) 反対の理由

当社は、当社の着実な中長期的企業価値創造を促すこと、および株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる透明性と客観性を確保することを基本原則として、取締役の報酬等の決定方針を定めております。

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成割合は、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、基本報酬と業績連動報酬の割合が概ね70：30となるように設定しております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、および中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式で構成されており、この割合は概ね20：10となるように設定しております。なお、将来の社内取締役候補の人材プールともいえる執行役員についても、取締役と共に、当社の企業価値の持続的な向上を図ることができるよう、同様の制度を導入しております。

加えて、当社は、構成員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会を設置しており、報酬等の決定方針は、同委員会における審議を経たうえで、取締役会にて決定することで、その客観性と透明性を確保しております。また、報酬等の決定過程において、同等規模の比較対象企業群との客観的比較により報酬水準や報酬構成割合を継続的に検討することで、その妥当性も検証しております。一方、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に対する監督および助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。

なお、当社の会長および社長は、本年3月31日を基準日とする株式分割後において、既に当社株式を、それぞれ約736万株、約153万株保有しており、中長期的な企業価値向上を求める株主としての視点を有しております。

以上のとおり、現行の取締役の報酬割合は、客観性・透明性が担保された報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定されたものであり、その報酬割合に鑑みて当社経営陣と当社株主の価値共有を図る仕組みは導入されているものと考えております。

一方、本株主提案は、その具体的な内容を定めることなく株式保有ガイドラインの制定を求めるものであって、その内実を欠くとともに、現行の当社取締役報酬制度下において、株式報酬のみを特別に規定する当該ガイドラインの制定を定款に定める必要性はないと判断いたします。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。



## 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。
<u>2 (新設)</u>	<u>2 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

### (2) 提案の理由

弊社は、社外取締役拡充に向けた当社の足元の取り組みを評価する一方、オーナー企業色の高い当社がより高い独立性と多様性を備えた取締役会を構成することが、今後10年、20年と言った時間軸でのガバナンスリスクを低減し、企業としてのレジリエンスを高める事に資すると考えます。

多様性ある取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。「多様性」について、求められる要素は企業によっても異なりますが、普遍的かつ緊急性の高いアジェンダとして「女性及び投資家・アナリストとして高いスキルを持つ人材を含む」ことが望ましいと考えます。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8においても、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1(その他の市場の上場会社においては2名)以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。

当社は日本を代表する総合熱エネルギー機器メーカーです。資本市場においてもコーポレートガバナンスのロールモデルとなる事を期待します。

## 第7号議案に対する当社取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

## (2) 反対の理由

当社は、取締役の選任に関する客観性と透明性を一層確保することを目的に、取締役会の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名諮問委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会にて決定しており、本株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを経ております。

指名諮問委員会では、企業経営／マネジメント、グローバル、人材戦略、ガバナンス／法務、サステナビリティ／ESG等、当社の企業価値の持続的な向上に向けたモニタリング機能の発揮に資するスキルを備える取締役会の構成を議論しております。このような考え方によって構成された取締役会において、これまでも、当社の経営理念の実践と企業価値の持続的な向上に向けた建設的な議論を行うとともに、研究開発投資、人材投資、設備投資等の投資と株主の皆様への利益還元とのバランスを重視してまいりました。

また、本株主総会において当社が提案する取締役会の構成は、当社取締役会の監督機能および経営方針策定機能の強化のため、取締役全9名、内4名が独立社外取締役となっております。

独立社外取締役を除く取締役候補者5名はいずれも当社事業に精通しており、それぞれ、技術（開発／生産／環境）、営業企画／マーケティング、財務／会計／資本政策、人材戦略等の知識・経験を持ち、多様な専門性を有しております。また、当社は、本株主総会に、女性を含む4名の独立社外取締役候補者を上程する予定であり、社外取締役の独立性は勿論、その多様性も確保しております。新任の取締役候補者である白木英行氏には特に営業企画／マーケティング、井上一人氏には特に技術（開発／生産／環境）の分野での経験から経営に携わっていただくこと、新任の独立社外取締役候補である小倉忠氏には特に企業経営／マネジメント、ガバナンス／法務、土地陽子氏には特に財務／会計／資本政策、サステナビリティ／ESGの分野における深い見識から経営に助言いただくことで、当社の取締役会の機能は更に強固になると考えております。

以上のとおり、当社が上程する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、本中計の達成に向けた経営の執行を監督するにあたり多様性を有する最適な構成であり、当社の企業価値の持続的な向上、すなわち株主の皆様の利益につながるものと考えております。

一方、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、将来の時々において最適な取締役会を検討、構成するうえでの妨げとなる可能性もあると考えます。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役候補者のスキルマトリクスは、7頁に記載しております。ご参照ください。

以上

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大からの正常化が進む中、世界的な物価上昇やサプライチェーンの混乱、ウクライナ情勢の長期化、景況感の悪化等、厳しい状況が続いております。また国内経済においても急激な為替変動や原材料・エネルギーを始めとした諸物価の上昇等を背景に、個人消費や企業収益に停滞の動きがみられ、予断を許さない状況となっております。

国内の住宅関連業界は、緩やかな減少が続く持ち家住宅を中心に新設住宅着工戸数が弱含みで推移する中、住宅設備機器業界はリフォームを中心に底堅い推移となっております。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画「New ERA 2025」における3つの戦略ストーリーである「社会課題解決への貢献」、「事業規模の拡大」、「企業体質の変革」の実現に向けた取り組みを推進しております。「ウルトラファインバブル給湯器」や「ECO ONE X5」といった生活の質向上・地球環境への貢献に寄与する商品の発売に加え、成長市場であるアメリカでの新工場稼働や家庭用給湯器における水素100%燃焼の技術開発といった事業領域の拡大を通じ、お客様との約束である「Creating a healthier way of living (健全で心地よい暮らし方を創造)」の実現と持続的で堅実な長期成長に向けた取り組みを着実に進めております。

当期の業績は、販売面につきましては、国内では供給遅延解消にグループ総力で取り組んだ結果、給湯機器の販売が伸長し、海外ではアメリカや中国を中心に主力商品の販売が増加したことに加え、為替換算影響もあり増収となりました。損益面につきましては、原材料価格や物流費・エネルギーコストの高騰やアメリカでの新工場稼働に伴う費用の増加があったものの、販売増や高付加価値商品の伸長、原価低減の推進により当社グループの営業利益は増益となりました。

この結果、売上高は4,252億29百万円(前期比16.1%増)、営業利益は414億18百万円(前期比15.5%増)、経常利益は445億65百万円(前期比14.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は260億96百万円(前期比9.9%増)となりました。

	第72期 (2022年3月期)	第73期 (2023年3月期)	前期比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	366,185	425,229	59,044	16.1%
営業利益	35,864	41,418	5,554	15.5%
経常利益	39,060	44,565	5,505	14.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	23,748	26,096	2,348	9.9%

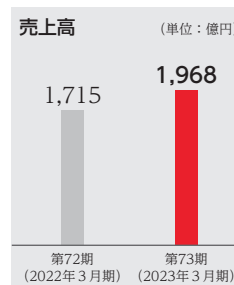


セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

### 〈日本〉

売上高  
1,968億38百万円  
(前期比14.8%増)

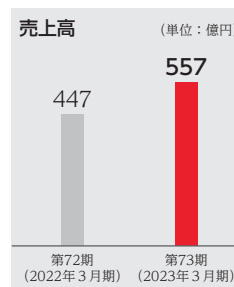
供給遅延解消に向けた生産体制の強化を図る中、ハイブリッド式を含む給湯暖房機を中心に主力の給湯機器販売が大きく伸長しました。原材料や部品等の仕入れコスト、物流費・エネルギーコストの高騰が続く中、主力商品の販売増や円安影響、原価低減の推進により日本の売上高は1,968億38百万円（前期比14.8%増）、営業利益は235億97百万円（前期比35.3%増）となりました。



### 〈アメリカ〉

売上高  
557億50百万円  
(前期比24.6%増)

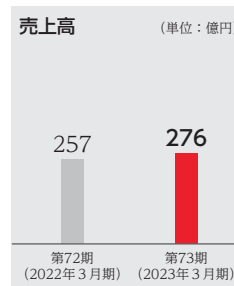
部品調達の逼迫や国際物流の混乱により、日本からのタンクレス給湯器の供給が一時遅延する中、4月の現地新工場稼働や日本からの供給増加に伴い、現地での給湯器販売が伸長しました。下期に掛けて住宅市況の悪化により需要が鈍化するも、アメリカの売上高は557億50百万円（前期比24.6%増）となりました。しかし新工場稼働に伴う費用や物流費等のコスト増を吸収するに至らず、営業利益は3億13百万円（前期比85.1%減）となりました。



### 〈オーストラリア〉

売上高  
276億55百万円  
(前期比7.3%増)

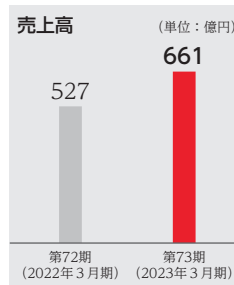
インフレと住宅市況弱含みの中、日本からのタンクレス給湯器や暖房機器の供給が遅延したことで主力商品の販売が減少したものの、業務用空調機やタンク式給湯器の伸長、為替換算影響によりオーストラリアの売上高は276億55百万円（前期比7.3%増）となりました。一方で販売減少や原材料価格・物流費の高騰が続き、営業利益は11億80百万円（前期比27.2%減）となりました。



## 〈中国〉

売上高  
**661億50百万円**  
(前期比25.3%増)

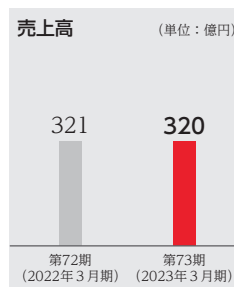
デベロッパー向け政策の厳格化による住宅市場の停滞や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による上海市ロックダウンにより一時的に生産、販売活動が制限されるも、ロックダウン解除後の生産・販売活動の巻き返しや即湯ユニット内蔵ガス給湯器等の高付加価値商品の伸長により、中国の売上高は661億50百万円（前期比25.3%増）、営業利益は105億69百万円（前期比56.5%増）となりました。



## 〈韓国〉

売上高  
**320億94百万円**  
(前期比0.1%減)

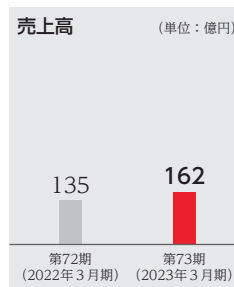
物価や金利上昇による景況感の悪化に加え、住宅売買の減少、環境適合商品への政府補助金の減額で市場が縮小したことによる主力のボイラー販売減少を他の商品販売でカバーするに至らず、韓国の売上高は320億94百万円（前期比0.1%減）となりました。営業利益は主力商品の販売減少と業務用フライヤーの修理点検費用を計上したことで7億5百万円（前期比32.3%減）となりました。



## 〈インドネシア〉

売上高  
**162億3百万円**  
(前期比19.3%増)

主力のテーブルコンロの販売が弱含むも、販促効果やラインアップ拡充により需要が旺盛なビルトインコンロやレンジフードの販売が好調に推移したことで、インドネシアの売上高は162億3百万円（前期比19.3%増）となりました。一方で鉄鋼を中心とした原材料価格の高騰が続き、営業利益は24億円（前期比15.1%減）となりました。



## セグメント別売上高および営業利益

セグメント	第72期(前期) (2022年3月期)		第73期(当期) (2023年3月期)		対前期増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
日本	171,533	17,439	196,838	23,597	14.8%	35.3%
アメリカ	44,752	2,108	55,750	313	24.6%	△85.1%
オーストラリア	25,764	1,620	27,655	1,180	7.3%	△27.2%
中国	52,778	6,752	66,150	10,569	25.3%	56.5%
韓国	32,124	1,041	32,094	705	△0.1%	△32.3%
インドネシア	13,587	2,826	16,203	2,400	19.3%	△15.1%
その他	25,644	4,280	30,537	4,875	19.1%	13.9%
調整額	-	△205	-	△2,223	-	-
連結損益計算書計上額	366,185	35,864	425,229	41,418	16.1%	15.5%

- (注) 1. 「アメリカ」の区分は、包括的な販売戦略に基づき一体とした事業活動を行うカナダおよびメキシコの現地法人を含んでおります。  
 2. 「オーストラリア」の区分は、生産体制を補充し一体とした事業活動を行うマレーシアの現地法人を含んでおります。  
 3. その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。  
 4. 売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

部門別の売上高につきましては、給湯機器が2,586億58百万円（前期比22.6%増）、厨房機器が917億80百万円（前期比7.3%増）、空調機器が219億41百万円（前期比3.9%増）、業用機器が106億69百万円（前期比18.5%増）、その他が421億79百万円（前期比6.8%増）となりました。

### 部門別売上高

部門	第72期(前期) (2022年3月期)		第73期(当期) (2023年3月期)		対前期増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
給湯機器	211,026	57.6%	258,658	60.8%	22.6%
厨房機器	85,531	23.4%	91,780	21.6%	7.3%
空調機器	21,109	5.8%	21,941	5.2%	3.9%
業用機器	9,007	2.5%	10,669	2.5%	18.5%
その他	39,509	10.8%	42,179	9.9%	6.8%
合計	366,185	100.0%	425,229	100.0%	16.1%

## (2) 設備投資等の状況

当社グループの当期における設備投資は、国内外の生産拠点の拡充による建物等への投資、新製品生産を目的とした各種金型を含む工具器具および備品への投資、原価低減・品質向上を目的とした機械装置の更新および合理化への投資等により、総額は265億21百万円となりました。

## (3) 資金調達の状況

当期において新規の重要な資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の業績見通しにつきましては、世界的な物価・金利上昇を背景とした景況感の悪化や金融システムの不安定化、ウクライナ情勢の長期化といった不確実性の高い状況下で、原材料・部品等の調達コストやエネルギーコストの高止まり、アフターコロナへの移行に伴う需要構造の変化、化石燃料から再生可能エネルギーへのシフトなど、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が継続するものと想定しております。

このような状況において、当社グループは中期経営計画「New ERA 2025」のもと、健全で心地よい暮らし方を創造する企業として、「生活の質の向上」と「地球環境問題への対応」をテーマに、様々な商品・サービスを提供してまいります。国内においては、生活の質の向上に貢献するガス衣類乾燥機や食器洗い乾燥機、地球温暖化対策に貢献するハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE（エコワン）」などの環境・省エネ性に優れた給湯機器など、当社のビジネスとして独自性の強い商品群の販売を強化するとともに、生活必需品である当社商品の安定供給をより確実なものとするべく、サプライチェーンの更なる強靱化に取り組んでまいります。海外においては、主力市場であるアメリカではタンクレス給湯器の市場拡大に向けた販促活動、中国では拡大が見込まれるインターネット販売の強化と現地生産工場の拡張による生産品目の拡大に取り組むとともに、新興国や未進出地域への事業拡大を進めてまいります。また事業領域においてもカーボンニュートラル宣言「RIM 2050」で示した将来の脱炭素社会実現を見据え、取り組みが進む国や地域への商品対策を進めてまいります。

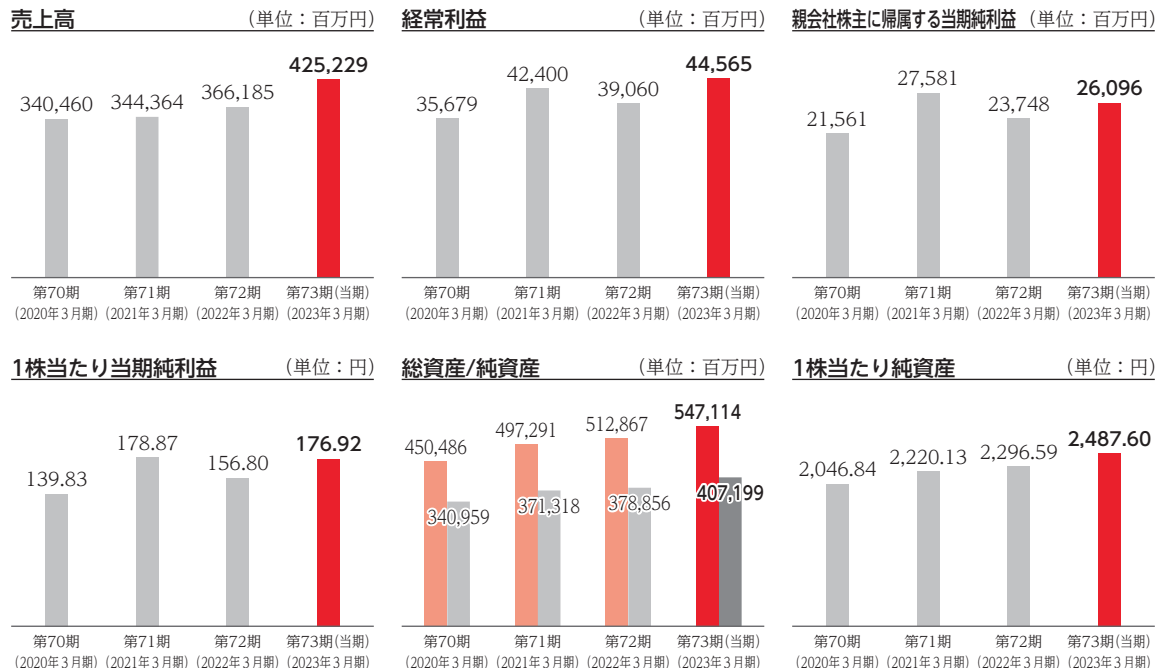
2024年3月期の業績見通しは、売上高4,400億円（前期比3.5%増）、営業利益430億円（前期比3.8%増）、経常利益460億円（前期比3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益265億円（前期比1.5%増）を予想しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第70期 (2020年3月期)	第71期 (2021年3月期)	第72期 (2022年3月期)	第73期(当期) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	340,460	344,364	366,185	425,229
経 常 利 益 (百万円)	35,679	42,400	39,060	44,565
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	21,561	27,581	23,748	26,096
1株当たり当期純利益(円)	139.83	178.87	156.80	176.92
総 資 産 (百万円)	450,486	497,291	512,867	547,114
純 資 産 (百万円)	340,959	371,318	378,856	407,199
1株当たり純資産(円)	2,046.84	2,220.13	2,296.59	2,487.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」を算定しております。



**(6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)**

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社柳澤製作所	150百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイテクニカ株式会社	200百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
アール・ビー・コントロールズ株式会社	150百万円	100.0%	電子制御機器の製造販売
リンナイ精機株式会社	128百万円	100.0%	ガス機器部品の製造販売
株式会社ガスター	2,450百万円	90.0%	ガス機器の製造販売
リンナイネット株式会社	300百万円	100.0%	ガス機器の販売
リンナイオーストラリア株式会社	20百万豪ドル	※100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイアメリカ株式会社	81百万米ドル	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイ코리아株式会社	15,107百万ウォン	※100.0%	ガス機器の製造販売
上海林内有限公司	74百万円	50.0%	ガス機器の製造販売
リンナイインドネシア株式会社	3,085百万ルピア	52.0%	ガス機器の製造販売

(注) ※間接保有を含む出資比率を記載しております。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、ガス機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおりますが、部門別の主な製品は次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
給 湯 機 器	給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房機、ハイブリッド給湯・暖房システム等
厨 房 機 器	テーブルコンロ、ビルトインコンロ、オーブン、食器洗い乾燥機、レンジフード、炊飯器等
空 調 機 器	ファンヒーター、FF暖房機、赤外線ストーブ等
業 用 機 器	業務用焼物器、業務用レンジ、業務用炊飯器等
そ の 他	衣類乾燥機、赤外線バーナー、部品等

(8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	
本 社 等 拠 点	本社	愛知県名古屋市中川区
	技術センター	愛知県丹羽郡大口町
	生産技術センター	愛知県小牧市
	春日井物流センター	愛知県春日井市
	厚木物流センター	神奈川県厚木市
製 造 拠 点	大口工場	愛知県丹羽郡大口町
	瀬戸工場	愛知県瀬戸市
	暁 工場	愛知県瀬戸市
営 業 拠 点	東北支社	宮城県仙台市若林区
	関東支社	東京都品川区
	中部支社	愛知県名古屋市中川区
	関西支社	大阪府大阪市淀川区
	九州支社	福岡県福岡市博多区

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 柳 澤 製 作 所	大阪府門真市
リ ン ナ イ テ ク ニ カ 株 式 会 社	東京都港区
アール・ビー・コントロールズ株式会社	石川県金沢市
リ ン ナ イ 精 機 株 式 会 社	愛知県小牧市
株 式 会 社 ガ ス タ ー	神奈川県大和市
リ ン ナ イ ネ ッ ト 株 式 会 社	愛知県名古屋市中川区
リ ン ナ イ オ ー ス ト ラ リ ア 株 式 会 社	オーストラリアビクトリア州メルボルン市
リ ン ナ イ ア メ リ カ 株 式 会 社	アメリカジョージア州ピーチツリー市
リ ン ナ イ コ リ ア 株 式 会 社	韓国 仁川広域市
上 海 林 内 有 限 公 司	中国 上海市
リ ン ナ イ イ ン ド ネ シ ア 株 式 会 社	インドネシア ジャカルタ市

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
11,150名	373名増

(注) 上記の数には、臨時従業員数は含まれておりません。  
 なお、臨時従業員の期中平均人数は、1,581名であります。



## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 48,795,493株  
 (自己株式1,225,564株を除く)  
 ③ 株主数 4,736名

(注) 1.会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は400,000,000株増加し、600,000,000株となりました。  
 2.当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式の総数は、100,042,114株増加し、150,063,171株となりました。

### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,416	17.24
内藤株式会社	6,215	12.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,200	8.60
林謙治	2,456	5.03
公益財団法人リンナイ奨学財団	1,400	2.86
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,137	2.33
東京瓦斯株式会社	784	1.60
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS - SUSTAINABLE WATER AND WASTE POOL	591	1.21
内藤万琴	570	1.16
内藤ゆき美	550	1.12

(注)1. 当社は、自己株式を1,225,564株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

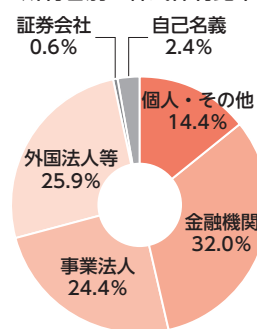
### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役および一定数以上の株式を保有する取締役を除く)	832株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、35頁の「(4) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

### (ご参考)

所有者別の株式保有比率



#### ⑥その他株式に関する重要な事項

1. 当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア. 取得した株式の種類	当社普通株式
イ. 取得した株式の総数	1,010,200株
ウ. 株式の取得価額の総額	9,999,763,962円
エ. 取得期間	2022年5月11日～2022年9月22日

2. 当社は取締役（社外取締役および一定数以上の株式を保有する取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員に対して、譲渡制限付株式付与のため、2022年7月28日付で普通株式4,933株を自己株式より処分しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	林 謙 治	
代表取締役社長 (社長執行役員)	内 藤 弘 康	名古屋鉄道株式会社 社外取締役
代表取締役 (副社長執行役員)	成 田 常 則	社長補佐
取締役	松 井 信 行	愛知時計電機株式会社 社外取締役 名古屋国際工科専門職大学 学長
取締役	神 尾 隆	特定非営利活動法人ささえあい 理事長
常勤監査役	石 川 治 彦	
常勤監査役	森 錦 司	
監査役	松 岡 正 明	公認会計士 カネ美食品株式会社 監査役 ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]
監査役	渡 邊 一 平	弁護士 豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]

- (注) 1. 取締役松井信行および神尾隆の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松岡正明および渡邊一平の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松岡正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役渡邊一平氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役松井信行および神尾隆の各氏並びに監査役松岡正明および渡邊一平の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 監査役進士克彦氏は、2022年6月29日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
7. 監査役森錦司氏は、2022年6月29日開催の第72回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名および社外監査役2名は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社のすべての取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人を対象とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を補填の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等の額

### ①当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	年次賞与	株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	286 (16)	199 (16)	79 (-)	7 (-)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	44 (12)	44 (12)	- (-)	- (-)	5 (2)
合 計 (うち社外役員)	330 (28)	243 (28)	79 (-)	7 (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第71回定時株主総会において、基本報酬を年額3億7,000万円以内（うち、社外取締役分5,000万円以内）、年次賞与を年額2億2,000万円以内、株式報酬の額として年額1億2,000万円以内、株式数の上限を年2万株以内（社外取締役は対象外）とそれぞれ決議いただいております（なお、株式数の上限は2023年4月1日付で実施した当社普通株式1株につき3株の株式分割による調整後、年6万株以内となっております）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は2名）です。
3. 業績連動報酬（年次賞与）は、経営上の重要指標である連結営業利益および単体営業利益の目標達成度等により支給額を決定いたしております。なお、当事業年度の当社業績は42頁の「連結損益計算書」および44頁の「損益計算書」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、次頁の「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は

32頁の「⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第58回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

## ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針および役員報酬規程を決議しております。当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとし、また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、当該決定方針および役員報酬規程を基に、2022年6月29日開催の取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定しております。

これらの客観的な審議を前提とした手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社の取締役会はその内容が以下の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、以下1.~4.のとおりです。

1. 取締役の報酬等の決定方針における基本原則
  - I. 当社の着実な中長期的企業価値創造を促すことを目的とする
    - ・企業価値向上や目標達成を、全社一丸となって実現することを健全に動機付けることができる報酬水準・報酬構成とする
    - ・財務業績指標による定量的な評価と中長期的取り組みに対する評価を報酬に適切に反映することにより、毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を動機付ける
    - ・中長期的な株式保有を促進することにより、着実な企業価値向上に向かって株主との利害共有を図る
  - II. 株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる客観性と透明性を確保する
    - ・報酬の決定方針については、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を得て取締役会において決定する
    - ・報酬水準と報酬構成割合については、同等規模の比較対象企業群との客観的な比較を行うことにより継続的に妥当性を検証する
2. 報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成割合は、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、基本報酬と業績連動報酬の比率が概ね70：30となるよう設定しております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、および中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害

共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式で構成されております。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に対する監督および助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。

報酬構成および各報酬構成要素の概要は以下のとおりです。

(報酬構成)



(各報酬構成要素の概要)

報酬の種類	概要
基本報酬	役位と職責に応じて設定された固定額を毎月支給する現金報酬
年次賞与	<p>毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とした現金報酬</p> <p>全社業績連動部分（80%）と個人評価部分（20%）で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全社業績連動部分は、経営上の重要指標である連結営業利益および単体営業利益の目標達成度により、標準額の0～150%の範囲で変動</li> <li>個人評価部分は、各取締役の担当領域等に応じた重点指標や中長期的成長に向けた取組み、ESGに関する取組み等により、標準額の0～150%の範囲で変動</li> <li>各事業年度終了後に一括現金支給</li> </ul>
譲渡制限付株式	<p>中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした株式報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、毎期譲渡制限付株式を交付し、取締役等退任時に譲渡制限を解除</li> </ul>

なお、特定の取締役が一定数以上の大量の株式を中長期的に保有している場合において、業績連動報酬の目的やインセンティブとしての機能の実効性等に鑑み、当該取締役を譲渡制限付株式の交付対象者とせず、当該取締役に対する業績連動報酬は全て年次賞与とする場合があります。譲渡制限付株式の交付対象者については、報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決議するものとします。



### 3. 報酬水準

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬水準は、企業価値向上や目標達成を全社一丸となって実現することを健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部専門機関が運営する客観的な役員報酬調査データ（ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」）等を活用して、当社と同等規模の比較対象企業群を選定の上ベンチマークを行い、役位と職責に応じて適切に設定しております。

### 4. 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとします。なお、年次賞与の個人評価部分の評価等を含め、取締役の個人別報酬額はその決定プロセスにおける判断の客観性と透明性を一層確保するため、取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定されるものとします。

報酬諮問委員会の審議においては、客観的視点および報酬制度に関する専門的な知見等を参考とするため、必要に応じて外部専門機関（当事業年度はウイリス・タワーズワトソン社）から情報等を得ております。

なお、第73期にかかる方針についての審議を行った報酬諮問委員会の構成および活動状況は以下のとおりです。

（構成）

代表取締役社長	内藤 弘康
社外取締役	松井 信行（委員長）
社外取締役	神尾 隆

（活動状況）

2022年5月18日：第72期年次賞与の決定および第73期にかかる報酬方針についての審議

2022年6月29日：報酬諮問委員長の選定および第73期役員報酬（取締役）の個別金額についての審議

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との取引関係
取締役	松井信行	・愛知時計電機株式会社 社外取締役 ・名古屋国際工科専門職大学 学長	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	神尾 隆	・特定非営利活動法人ささえあい 理事長	当社は特定非営利活動法人ささえあいに寄付を行っておりますが、その寄付額は年間5万円と僅少であります。
監査役	松岡正明	・公認会計士 ・カネ美食品株式会社 監査役 ・ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	渡邊一平	・弁護士 ・豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松井信行	15回/15回 (100%)	—	大学の教授や学長の経験に基づく学識者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に技術・開発面において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員および報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。
取締役	神尾 隆	14回/15回 (93%)	—	他の会社の取締役を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会社経営の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。
監査役	松岡正明	15回/15回 (100%)	16回/16回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	渡邊一平	15回/15回 (100%)	16回/16回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。



## 5 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ  
 (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. なお、重要な子会社のうち在外子会社については、他の監査人が監査を行っております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>341,520</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>112,868</b>
現金及び預金	150,883	支払手形及び買掛金	26,205
受取手形、売掛金及び契約資産	78,886	電子記録債務	37,851
電子記録債権	10,413	未払金	20,785
有価証券	7,737	未払消費税等	1,270
商品及び製品	53,265	未払法人税等	6,665
原材料及び貯蔵品	39,562	賞与引当金	5,365
その他	6,141	製品保証引当金	4,706
貸倒引当金	△5,369	その他	10,018
<b>固 定 資 産</b>	<b>205,593</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>27,045</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>118,166</b>	繰延税金負債	11,497
建物及び構築物	50,200	環境対策引当金	2,255
機械装置及び運搬具	19,875	退職給付に係る負債	8,827
工具、器具及び備品	4,668	その他	4,465
土地	25,878	<b>負 債 合 計</b>	<b>139,914</b>
リース資産	4,588	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	12,954	<b>株 主 資 本</b>	<b>337,569</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>3,743</b>	資本金	6,484
<b>投資その他の資産</b>	<b>83,683</b>	資本剰余金	8,428
投資有価証券	48,205	利益剰余金	334,946
退職給付に係る資産	26,372	自己株式	△12,290
繰延税金資産	4,774	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>26,582</b>
その他	4,379	その他有価証券評価差額金	6,161
貸倒引当金	△47	為替換算調整勘定	14,248
<b>資 産 合 計</b>	<b>547,114</b>	退職給付に係る調整累計額	6,171
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>43,048</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>407,199</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>547,114</b>

# 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	425,229
売上原価	286,834
売上総利益	138,394
販売費及び一般管理費	96,975
営業利益	41,418
営業外収益	
受取利息	1,690
受取配当金	445
為替差益	514
その他の	1,129
合計	3,779
営業外費用	
支払利息	73
固定資産除却損	225
条件付取得対価に係る公正価値変動額	141
その他の	192
合計	633
経常利益	44,565
税金等調整前当期純利益	44,565
法人税、住民税及び事業税	11,761
法人税等調整額	△192
当期純利益	32,995
非支配株主に帰属する当期純利益	6,898
親会社株主に帰属する当期純利益	26,096

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>133,053</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>51,344</b>
現金及び預金	42,472	買掛金	15,373
受取手形	2,928	電子記録債務	21,267
売掛金	48,503	リース債務	35
電子記録債権	9,202	未払金	4,793
有価証券	5,999	未払費用	732
商品及び製品	13,412	未払法人税等	4,560
原材料及び貯蔵品	8,027	預り金	152
その他	2,515	賞与引当金	2,766
貸倒引当金	△9	製品保証引当金	754
<b>固 定 資 産</b>	<b>153,174</b>	その他	908
<b>有形固定資産</b>	<b>52,041</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,337</b>
建物	23,487	リース債務	35
構築物	1,996	退職給付引当金	3,534
機械及び装置	4,668	その他	4,767
車両運搬具	77	<b>負 債 合 計</b>	<b>59,682</b>
工具、器具及び備品	2,121	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	12,731	<b>株 主 資 本</b>	<b>220,583</b>
リース資産	64	資本金	6,484
建設仮勘定	6,892	資本剰余金	8,743
<b>無形固定資産</b>	<b>1,585</b>	資本準備金	8,743
ソフトウェア	1,241	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>217,645</b>
その他	344	利益準備金	1,614
<b>投資その他の資産</b>	<b>99,546</b>	その他利益剰余金	216,030
投資有価証券	47,063	別途積立金	180,000
関係会社株式	32,353	繰越利益剰余金	36,030
関係会社出資金	1,870	<b>自 己 株 式</b>	<b>△12,290</b>
前払年金費用	17,532	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>5,961</b>
その他	744	その他有価証券評価差額金	5,961
貸倒引当金	△18	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>226,544</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>286,227</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>286,227</b>

# 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		242,442
売 上 原 価		183,547
売 上 総 利 益		58,895
販売費及び一般管理費		39,024
営 業 利 益		19,871
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,611	
そ の 他	1,601	5,213
営 業 外 費 用		
固定資産除却損	178	
そ の 他	109	287
経 常 利 益		24,796
税引前当期純利益		24,796
法人税、住民税及び事業税	6,196	
法人税等調整額	69	6,265
当 期 純 利 益		18,530

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

リンナイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北岡 宏仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンナイ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンナイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

リンナイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 晴 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡 宏 仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンナイ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に対面又はウェブ会議システムで出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とウェブ会議システムも活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

リンナイ株式会社 監査役会

常勤監査役 石川 治彦 ㊟

常勤監査役 森 錦司 ㊟

監査役 松岡 正明 ㊟

監査役 渡邊 一平 ㊟

(注) 監査役松岡正明及び監査役渡邊一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



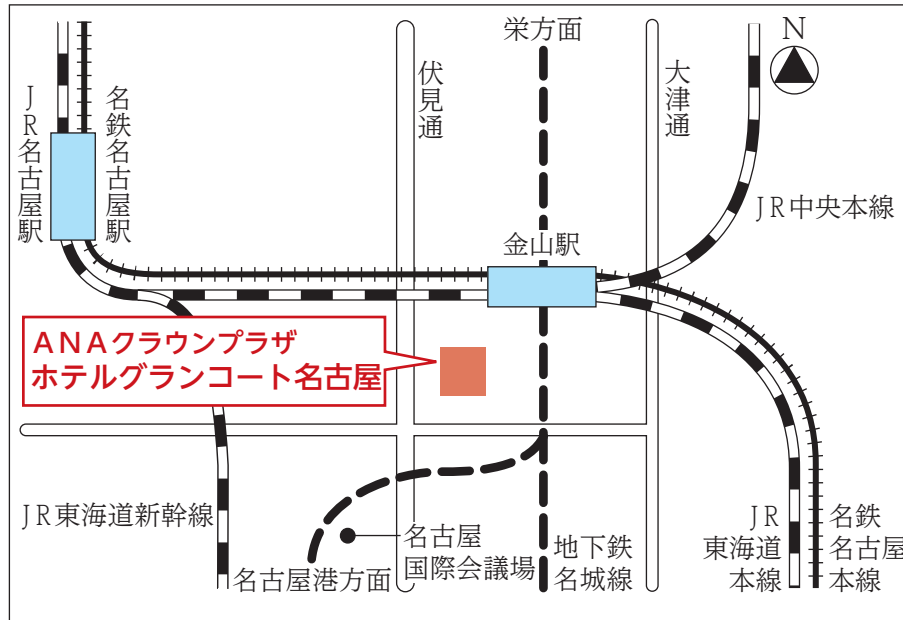


## 定時株主総会会場ご案内図

**会場** ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階 ザ・グランコート

名古屋市中区金山町一丁目1番1号

- 交通**
- ・ J R ・ 名鉄 ・ 地下鉄「金山」駅 南口から徒歩で約1分
  - ・ 名古屋駅（J R ・ 名鉄）より金山駅まで電車で約5分
  - ・ 栄駅（地下鉄）より金山駅まで電車で約10分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。